

令和5年4月13日

保護者様

習志野市立第六中学校
校長 横平 佳子

日本スポーツ振興センターの「災害共済給付」への加入について

独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付」は、児童生徒が学校内及び校外活動、登下校中に災害（負傷、疾病、障害または死亡）が発生した時に、災害共済給付（医療費、障害見舞金または、死亡見舞金の支給）が行われる児童・生徒のための国の公的共済制度です。

児童生徒の健康安全には日ごろより万全を期していますが、万一に備え、災害共済給付の適用が受けられるよう、本校では全員に加入していただいています。つきましては、別紙「災害給付制度」のお知らせをお読みいただき、加入していただきますようお願いいたします。

記

1 給付内容や給付基準

別紙「災害共済制度」のお知らせを御確認ください。

2 共済掛金（年額）

共済掛金	習志野市 負担額	保護者負担額
920円	370円	550円

3 請求の手続き

(1) 帰宅後受診した場合は、学級担任、部顧問または養護教諭に連絡してください。

(2) 保健室から給付金申請に必要な用紙をお渡しします。

①「医療等の状況」の用紙

医療機関で記入していただくものです。1ヶ月に1枚必要ですので、治療が複数月にかかる場合はお知らせください。接骨院で受診した場合は別の用紙になりますのでお申し出ください。また、院外薬局で薬を処方された場合にも専用の用紙があります。

②「口座振替申出書」用紙

給付金の振込先等、必要事項を保護者の方が記入・押印してください。

(3) 上記用紙が準備できましたら、保健室に提出してください。

(4) 書類提出後3～4ヶ月して学校から給付金支給の通知をします。

4 掛金の集金

学校徴収金にて、掛金550円を集金させていただきます。

【注意】学校管理下でのケガ等の場合、「子どもの医療費等助成制度等」(受給券)または「ひとり親家庭等医療費等助成制度」(受給券)は使用しないでください。万が一受給券の使用が発覚した場合は、直接返還を求めることもあります。